諮問庁：総務大臣
諮問日：令和７年４月１７日（令和７年（行情）諮問第４８４号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７２７号）
事件名：特定日受付意見書等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙１に掲げる９文書（以下、順に「文書１」ないし「文書９」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和７年３月１４日付け情個審第１２０９号により総務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人の氏名及び住所以外の追加開示を求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び各意見書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。なお、資料は省略する。

（１）審査請求書

不開示部分のうち、「答申書において、公になっていない部分」の大部分は諮問事件の諮問庁である国立大学法人東京大学の不正入試に関して、問題文の不正事実の指摘、問題の補正及び、解答を含む数学の数式・定理・証明・計算であって、いずれも単なる学問上・学術上の事実であるから、個人識別情報に該当しないものと思料する。また、答申書には、特定の政党名・旧派閥名が公表されていないが、国会に議席を有する政権政党の名称であるから、法５条１号イに該当するものであって、公表すべきものと思料する。

（２）各意見書

別紙２のとおり。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件事案の経緯

（１）審査請求人は、処分庁に対し、令和７年２月１８日付け（同月２０日

受付）行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）により、法３条の規定に基づく開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

（２）本件開示請求は、別紙３の請求文言（以下「本件請求文書」という。）により、行政文書の開示を求めるものである。

（３）処分庁は、審査請求人に対し、令和７年２月２６日付け文書で、開示を求める対象が自己を本人とする保有個人情報である場合には、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の規定による保有個人情報の開示請求をすることもできる旨情報提供を行ったが、本件開示請求が維持された。

（４）処分庁は、上記（３）を受け、本件開示請求の対象となる令和６年度（独情）答申第８３号ないし同第９０号（以下、併せて「本件答申」という。）に係る行政文書ファイルに編てつされた文書のうち、本件対象文書を特定し、文書１ないし文書７につき、その一部を法５条１号に該当するとして不開示とし、文書８及び文書９につき、その全部を同号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

（５）令和７年３月１８日付け（同月２１日受付）審査請求書により、原処分について審査請求（以下「本件審査請求」という。）がされた。

２　審査請求人の主張

本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書の記載によると、おおむね上記第２の１及び２（１）のとおりである。

３　本件審査請求に対する諮問庁の意見

（１）本件審査請求の対象

本件審査請求は、本件対象文書の不開示部分のうち、審査請求人の氏名及び住所を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めるものである。

（２）本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分は、本件答申に係る各諮問事件において審査請求人から提出された意見書及び資料のうち、当該事件の答申書で公にされていない部分（文書１ないし文書７の一部並びに文書８及び文書９の全部）であるところ、その内容は、当該事件に関する審査請求人の主張である。

審査請求人は、上記第２の２（１）のとおり、本件不開示部分につき、「その大部分は、いずれも単なる学問上・学術上の事実であるから、個人識別情報には該当しない」、「国会に議席を有する政権政党の名称であるから、法５条１号イに該当するものであって公表すべきもの」などと主張する。

しかしながら、本件不開示部分は、上述のとおり、本件答申に係る各諮問事件に関する審査請求人の主張であるから、法５条１号本文前段に

規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、当該事件の答申書において公にされておらず、その他当該部分につき同号ただし書イに該当する事情はないから、当該部分を不開示とした原処分は妥当である。

4　結論

以上のことから、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がない。

そのため、裁決で、本件審査請求を棄却すべきであるから、法１９条１項の規定に基づき、審査会に諮問する次第である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年４月１７日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年５月２３日　　審議
④　同月２８日　　審査請求人から意見書及び資料を収受
⑤　同月２９日　　審査請求人から意見書及び資料を収受
⑥　同年６月２日　　審査請求人から意見書を収受
⑦　同月１２日　　審査請求人から資料を収受
⑧　同月２３日　　審査請求人から資料を収受
⑨　令和８年１０月２日　　本件対象文書の見分及び審議
⑩　同月２３日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法５条１号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第３の３（２）のとおり説明するので、以下検討する。

（１）本件対象文書は、審査会が、令和５年（独情）諮問第１２１号ないし同第１２７号及び同第１３４号（以下、併せて「特定諮問事件」という。）において受け付けた意見書及び資料であり、本件不開示部分には、特定諮問事件の審査請求人（以下「別件審査請求人」という。）の具体的な意見等が記載されていると認められる。

（２）これを検討するに、当該部分は、別件審査請求人の氏名及び印影と一体として、法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法５条１号ただし書該当性について検討すると、当審査会事務局職員をして、審査会のホームページに掲載されている「答申状況」及び「情報公開・個人情報保護関係　答申・判決データベース」により、特定諮問事件の答申書を確認させたところ、当該答申書において、本件不開示部分は公にされていないことが認められた。

そうすると、本件不開示部分は法５条１号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、法６条２項による部分開示の可否について検討すると、本件においては、本件不開示部分を公にすると、別件審査請求人の関係者等一定範囲の者に当該個人が特定される可能性があり、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示をすることはできない。

したがって、本件不開示部分は、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　中里智美、委員　木村琢麿、委員　中村真由美

別紙１（本件対象文書）

文書１　令和６年１月４日受付意見書（令和５年（独情）諮問第１２１号）
文書２　令和６年１月４日受付意見書（令和５年（独情）諮問第１２２号）
文書３　令和６年１月４日受付意見書（令和５年（独情）諮問第１２３号及び同第１２４号）
文書４　令和６年１月４日受付意見書（令和５年（独情）諮問第１２５号）
文書５　令和６年１月４日受付意見書（令和５年（独情）諮問第１２６号）
文書６　令和６年１月４日受付意見書（令和５年（独情）諮問第１２７号）
文書７　令和６年２月１３日受付意見書（令和５年（独情）諮問第１３４号）
文書８　令和６年１月４日受付資料（令和５年（独情）諮問第１２１号ないし同第１２７号）
文書９　令和６年２月７日受付資料（令和５年（独情）諮問第１３４号）

別紙２（意見書）

１　令和７年５月２８日受付意見書

表記諮問事件諮問庁（総務大臣）の理由説明書に依ると、本件不開示情報該当性は、法５条１号本文前段に規定する「特定個人識別情報」該当性である。

しかし、著作権情報センター（〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏）に依れば、「数学」の問題及び解答は、自然科学の単なる事実であるから、著作権法２条にいう創作性は存在しない。

また、同法１２条にいう「編集著作権」についても、問題の配列（順序・内容の分量の刻み）のみに権利が発生しているのであって、解答は問題が決まれば「ａ、ｂ、ｃ」か「α、β、γ」かや、「ｓ、ｔ、ｕ」か「Ｓ、Ｔ、Ｕ」かの違い等、意味の差異が生じない表現の違いと、それをどこまで詳しく書くか、あるいは省略はあるのか等を除き、内容的には、唯が作成しても全く同じになり、「単なる事実」であって、「個人識別情報」には該当しないのである。

ここで、令和〇年〇月〇日にＨＰに公開された、国立大学法人〇〇大学（以下、単に「〇〇大」という。）の入試問題について、問題と解答を示して説明する。

（略）どのように書いても中身は全く同じ単なる事実であるから、結局、数学の解答に著作権法１２条にいう編集著作権はないというべきであり、解答によって、特定の個人が識別される事はないのである。

なお、特定の国会議員の所属（特定政党）については、国立大学法人東京大学の「裁決書（「特定文書番号」）に既に公表されている。

従って、上記の新しい〇〇大の入試問題でも理解できるように、本件においては、法５条１号本文前段該当性はないというべきであるから、審査請求の趣旨のとおり、追加開示の再処分を求める次第である。

２　令和７年５月２９日受付意見書

本件の先日提出した意見書に続けて、〇〇大の〇〇コースの最新の「数学（ｍａｔｈｍｅｔｉｃｓ）」の入試について、文献の特定を中心に疎明します。

（略）

以上の出典により、本件意見書にて取り上げた〇〇大の入試「数学」の詳細は明らかである。

令和〇年〇月〇日特定時間帯に著作権情報センター（担当：〇〇氏）に相談させて頂いた論点を次に疎明します。

〇〇大の入試として出題する時点では、著作権は問題にならないが、ホー

ムページで公表されていたり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、開示されている場合は、著作権の議論は有り得る。〇〇先生が亡くなられているとの事なので、故人の著作権管理者（特定出版社）に許諾を取っている可能性はある。このケースでは、編集著作権や引用ではなく複製になるのではないか。判例をみると、写真の使用権等、数表、図表以外にも、地裁の判決が、高裁でひっくり返っていたりして、なかなか難しい。また情報公開条例と著作権法の攻めぎ合いもある。

上の〇〇先生の説示に依れば、本件の意見書の不開示部分が新たに開示された場合、著作権法上の権利は発生し得るかもしれない。しかし、〇〇先生もおっしゃっていたとおり、情報公開法上の判断とは別異の裁判所の判断となり得るのみである。

また、答申書や裁判例（判決文）の全文は全体としては、著作権は発生しないが、判決文の中のＡさん、Ｂさんの主張の欄に記載の文章を、それのみ取り出して用いる場合は、著作権の問題と成り得るとの〇〇先生の説示もありました。

以上のような次第で、やはり、数式・定理・計算・証明については、それ自体は単なる事実であり単体（パーツ毎）では著作権は発生しないのであるから、情報公開法上の判断として諮問庁（総務大臣）が、本件追加開示を行う事については、法５条１号にいう特定個人識別情報には該当しないものとして、妥当であると思料する次第です。

３　令和７年６月２日受付意見書

令和〇年度〇〇大学入試（〇〇日程）第〇次学力試験「数学（特定区分Ａ～Ｃ）」の不正出題事実について本書面をもって詳述する。

（略）

別紙３（本件請求文書）

総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局保有の「情個審第６０３号」にて、国立大学法人東京大学宛に交付された答申書（令和７年２月１４日付、令和６年度（独情）答申第８３号ないし同９０号（令和５年１１月３０日諮問：令和５年（独情）諮問第１２１号ないし同第１２７号及び同年１２月１８日諮問：同第１３４号））第１３、１４頁、「第４　調査審議の経過」部分に記載された次の行政文書。

（１）上記「第４　調査審議の経過」の⑤に記載の審査請求人提出「令和５年（独情）諮問第１２１号ないし同第１２７号に係る意見書及び資料」

（２）上記同（１）、⑥及び⑦記載の審査請求人提出「令和５年（独情）諮問第１３４号」に係る意見書及び資料」